

一般社団法人日本外科学会外科専門医制度の修練施設に関する施行規定

第1章 総則

第1条 一般社団法人日本外科学会（以下、本会と略記）外科専門医制度における指定施設及び関連施設の指定に関する業務は、本会外科専門医制度規則（以下、規則と略記）に定められたことのほかは、この規定によって行う。

第2条 前条の業務を実施するため、全国を次の7地区に区分する。

- 1) 北海道地区（北海道）
- 2) 東北地区（青森、岩手、宮城、秋田、山形及び福島の各県）
- 3) 関東地区（東京、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟及び山梨の各都県）
- 4) 中部地区（富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知及び三重の各県）
- 5) 近畿地区（京都、大阪、滋賀、兵庫、奈良及び和歌山の各府県）
- 6) 中国・四国地区（島根、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛及び高知の各県）
- 7) 九州地区（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島及び沖縄の各県）

第2章 指定施設及び関連施設の審査と指定

第3条 指定申請施設の指導責任者は、指定の審査を受けようとする年の8月31日の午後5時までに必ず到着するよう、次の各号の指定施設指定申請書類を、指定委員会に提出しなければならない。

- 1) 指定施設指定申請書
- 2) 指定申請施設内容説明書
- 3) 指導責任者、指導医、専門医、認定登録医及び認定医名簿
- 4) 指導責任者、指導医、専門医、認定登録医及び認定医に関する指定申請施設長の勤務証明書
- 5) 修練実施計画
- 6) 申請時における過去3年間の外科の年次別手術例数

第4条 関連申請施設の指導責任者は、指定の審査を受けようとする年の8月31日の午後5時までに必ず到着するよう、次の各号の関連施設指定申請書類を、指定委員会に提出しなければならない。

- 1) 関連施設指定申請書
 - 2) 関連申請施設内容説明書
 - 3) 関連施設の指定を受けることに関する指定施設の指導責任者の承諾書
 - 4) 関連施設の指定を受けることに関する関連申請施設の指導責任者の承諾書
 - 5) 指導責任者、指導医、専門研修指導医、関連外科専門医及び関連外科指導医に関する関連申請施設長の勤務証明書
 - 6) 申請時における過去1年間の外科の年次別手術例数
- 2) 前項の規定にかかわらず、規則第32条第4項及び第5項の規定にしたがって、関連施設の仮指定を申請しようとする指導責任者は、そのつど、次の各号の関連施設仮指定申請書類を、指定委員会に提出しなければならない。
- 1) 関連施設仮指定申請書
 - 2) 関連施設の仮指定を受けることに関する指定施設の指導責任者の承諾書
 - 3) 指導責任者、指導医、専門研修指導医、関連外科専門医及び関連外科指導医に関する関連申請施設長の勤務証明書
 - 4) 修練医名簿

第3章 指定委員会

第5条 理事長は、理事会の決議を経て、指定委員会を組織する委員（以下、指定委員と略記）を、代議員の中から選任する。

第6条 指定委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条 指定委員会の委員長及び副委員長は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。

第8条 指定委員に欠員を生じたときは、理事長は、理事会の決議を経て、指定委員を補充することができる。

2) 補充によって選任された指定委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 指定委員の定数は、各地区につき2名又は3名とし、理事会の決議を経て、理事長が決定する。

第10条 指定委員会は、毎年、合議によって、次の年度の指定施設及び関連施設の指定の業務に関する

要綱を決定し、機関誌及び会告によって会員に公告する。

第11条 指定委員会は、第3条及び第4条に定める申請期日までに提出された指定施設指定申請書類及び関連施設指定申請書類について、不備のないことを確認する。

2 指定委員会は、指定施設指定申請書類を、地区別及び年度別に区分して、事務所に、受理した日から3年間、保管する。

3 指定委員会は、関連施設指定申請書類を、地区別及び年度別に区分して、事務所に、受理した日から1年間、保管する。

第12条 指定委員会の委員長（以下、指定委員長と略記）は、指定委員会の決議を経て、各地区的指定施設地区審査委員（以下、地区指定委員と略記）を選任することができる。

2 地区指定委員の任期は、指定委員の任期に準ずる。

第13条 指定委員長は、指定施設及び関連施設の指定の業務を統括する。

第14条 指定委員会副委員長は、指定委員長を補佐し、指定委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

第15条 指定委員会は、指定申請施設及び関連申請施設について、書類検査によって審査を行う。

2 指定施設及び関連施設の指定の業務は、申請が行われた年度内に完了しなければならない。

3 指定委員会は、指定施設及び関連施設若しくは指定申請施設及び関連申請施設のうち、指定委員会が必要と認めた場合、毎年1回以上、現地調査を行うものとし、当該指定施設及び関連施設若しくは指定申請施設及び関連申請施設はこれに協力しなければならない。

4 指定委員会は、前項の現地調査に協力しない指定施設及び関連施設若しくは指定申請施設及び関連申請施設に対して、施設の申請又は指定を取り消すことができる。本項は規則第37条を準用する。

第16条 地区指定委員は、指定委員会を補佐し、指定施設及び関連施設の指定の業務を分掌する。

2 地区指定委員は、指定委員会に出席して意見を述べることができる。

第17条 指定委員会は、公開しない。

第18条 指定委員会は、指定委員長が招集する。ただし、委員現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して指定委員会の開催を請求されたと

きは、指定委員長は直ちに臨時委員会を招集しなければならない。

第19条 指定委員会は、指定委員現在数の過半数が出席しなければ、開会することができない。

第20条 指定委員会の議事は、出席した指定委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、指定委員長の決するところによる。

第21条 やむを得ない理由のために指定委員会に出席できない指定委員は、あらかじめ通知された事項について、文書をもって表決し、又は他の指定委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の適用については、出席したものとみなす。

第4章 指定証等

第22条 名称変更又は天災並びに毀損その他やむを得ない理由のため、本会指定施設証又は本会関連施設証の再交付を求めるときは、名称変更については公的機関の発行した証明書、天災については公的機関の発行した被災証明書又は証書、毀損についてはその本会指定施設証又は本会関連施設証、その他については再交付を申請する理由の説明書を添付して申請することができる。

2 理事長は、前項による申請を受理したときは、理由を正当と認めたときに限って、指定施設証又は関連施設証を再交付する。

3 前項の規定によって指定施設証又は関連施設証が再交付されたときは、直ちに再交付手数料として10,000円を納付しなければならない。

4 指定施設又は関連施設の指定を証明する証明書の発行を求めるときは、証明書発行手数料として1部あたり500円を納付しなければならない。

5 既納の再交付手数料及び証明書発行手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

第5章 期日の特例

第23条 規則及びこの規定に規定された期日が土曜日、日曜日又は祝日であるときは、次の月曜日と読み替えるものとする。

第6章 規定の変更と疑義の処理

第24条 この規定は、専門医制度委員会及び理事会の決議によって変更することができる。

第25条 この規定の施行について疑義を生じたとき

は、専門医制度委員会及び理事会の決議によって決する。

第26条 この規定に定める申請手続き及び申請書類の提出については、インターネットを介するものを含むこととする。

第27条 令和8年12月31日をもって、本施行規定を廃止する。

附 則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関

する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この規則は、平成25年2月1日から変更する。
- 3 この規則は、平成27年4月15日から変更する。
- 4 この規則は、平成29年4月26日から変更する。
- 5 この規則は、令和6年4月17日から変更する。